

## 「ICL 研究会」会則

### 第 1 章：総則

第 1 条（名称）：本会は、「ICL 研究会」（英文名 ICL Study Working Group）と称する。

第 2 条（目的）：本会は、屈折矯正手術「後房型有水晶体眼内レンズ」（アイシーエル KS-AquaPORT）における最新の手術手技、臨床経験など診療レベルの向上に寄与する為の学術情報交換を主な目的とする。

第 3 条（事業）：本会は前条の目的を達成するため、年度一回の学術集会を開催し、3 回をもって、一度総括を行い今後の方針を定めるものとする。

### 第 2 章：会員

第 4 条（会員）：本会の会員は、次の通りとする。

本会の趣旨に賛同し、関連する研究及びその他関連業務に従事する個人または団体で、世話人会で承認したものとする。

第 5 条（退会、除名）

1. （退会）：本会は会員自ら退会を希望した時に退会できる。その際に会費の月割返還は行わない。会費が未納の会員は、退会後も引き続き支払の義務を負う。
2. （除名）：会員が全会一致で「ICL 研究会」にふさわしくない施設と判断した場合は世話人から退会を促すことができる。
3. （除名）：会員が会則および登録基準を遵守しない場合は除名することができる。
4. （除名）：会員が会費を未納の場合は、1 年に 3 回の督促を 2 年継続したのち除名することができる。

### 第 3 章：組織

第 6 条（人事）：本会の運営を円滑に行うため次の役職を置く。

1. 世話人代表 清水公也
2. 世話人 市川一夫（会計監査）、中村友昭、北澤世志博、神谷和孝、小島隆司、五十嵐章史、福岡佐知子

第7条（職務）：本会の役員は以下の職務を行う。

1. 世話人は、本会を代表し会務を統括する。
2. 世話人代表は世話人会を組織し、本会の運営に関する事項を審議する。  
（世話人会は年度1回以上開催する）
3. 会計監査役員は、本会の会計および業務の執行を監査する。  
会計監査役員は、世話人の中から選出する。
4. 世話人は、司会・座長・演者など必要に応じその職務を行う。

第8条（選出）：本会の人事選出は、次の通りとする。

1. 世話人代表は世話人の中から選出する。
2. 人事の任期は、それぞれ1年とする。但し再任も可能とする。

第9条（会議）：本会は原則として毎年度一回の学術集会を開催する。  
この場合、必要に応じて外部団体と共同で行うことができる。

第10条（世話人会）：世話人会は学術集会当日又必要に応じて世話人代表が招集する。

#### 第4章：会計

第11条（運営費）：本会の運営に要する経費は会員の会費及び本会の主旨に賛同する  
個人または団体の共催費等をもってこれにあてる。

1. 会費は、次の通りとし年会費として1年に1回徴収した上で運営費に充てる。  
世話人を含む会員（ICL認定医）10,000円  
会友（ICL実施施設／医師）10,000円  
会友（コ・メディカル）5,000円

第12条（会計年度）：本会の会計年度は、毎年1月1日より始まり翌年の12月31日に終了とする。

(会計報告・監査)

- : 本会の会計は、世話人代表がこれに当たり、世話人会にて会計報告を行う。
- : 会計監査は、年度毎に会計監査役員が実施し、その結果を世話人会にて報告する。

第5章：事務局

第13条（所在地）

1. 本会設立時の事務局は、山王病院アイセンター内に置く。  
住所           〒107-0052 東京都港区赤坂 8-10-16  
                  TEL/FAX 03-6863-0700  
会計担当       上山真琴

第6章：会則の変更

第14条：本会則の変更には、世話人の承認を必要とする。

附則

- 1：本会則は、2009年1月1日より施行する。
- 2：2017年10月26日改定 年会費を¥5,000から¥10,000に変更
- 3：2018年2月19日改定 名称を「後房型有水晶体眼内レンズ多施設共同研究グループ」から「ICL研究会」に変更
- 4：2020年11月4日改定 第5条3,4を追加